

別 紙 2

- 昭和 55 年 12 月 26 日付直所 3-20 ほか 1 課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」
(法令解釈通達) に取り込んだことにより廃止するもの

昭和 54 年 3 月 30 日 直法 6-2 優先株についてのみ中間配当をした事業年度の利益の
ほか 1 課共同 配当に係る「配当所得の計算の基礎となった期間」に
ついて